

## “安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指して

食は、私たちが健康で豊かな生活を送るために必要不可欠なものであり、食の安全が確保され、市民が安心して食を楽しむことは極めて重要です。また、広い大地と豊かな海を有す北海道の気候風土が育んだ各地のおいしい食材を使用した札幌の食は、市民はもちろん観光客にとっても魅力的であり、経済や観光を支える都市経営の重要な資源として、まちづくりの一部を担っています。

札幌市では、平成25年に制定した食の安全・安心の確保に関する市の施策の基本事項を定めた「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」に基づき、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」を策定し、市民、事業者、札幌市が連携・協働し、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指す取組を進めています。

一方で、近年の食をめぐる状況は、刻々と変化しており、食品の広域流通化や健康志向の高まりなど、食品の流通形態や需給にも変化が生じているほか、全国的には、紅麹サプリメント事案や大規模な食中毒事件など、食の安全を脅かす事件・事故も依然として発生しています。

加えて、情報通信技術をはじめとした様々な技術革新や、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行などの影響から、食に関する情報へのアクセス手段、消費行動やライフスタイルそのものが大きく変わりつつあります。

このような食を取り巻く状況を踏まえて、これに適切に対応していくため、このたび、今後5年間の基本施策の指針となる「第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、事業者の自主的な衛生管理の定着を働きかけるとともに、市民等に対し映像等も活用しながら食の安全・安心に関する情報発信を積極的に行うなど、食の安全・安心面における基盤を強化することにより札幌の食の魅力を向上させてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、推進会議の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見を寄せられた市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

札幌市長 秋元克広



# 目 次

## 第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の経緯…………… 1
  - (1) これまでの札幌市の取組
  - (2) 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ…………… 3
- 3 計画期間…………… 4

## 第2章 前計画の取組と評価

- 1 前計画の概要…………… 5
  - (1) 前計画の概要
  - (2) 前計画の主な取組
- 2 前計画の指標の達成状況…………… 8
- 3 前計画の評価…………… 9

## 第3章 札幌市の食を取り巻く現状と今後の課題

- 1 食を取り巻く現状…………… 10
  - (1) 近年の食中毒事件とその傾向
  - (2) 国における食の安全確保に係る動向
  - (3) 札幌市における営業許可施設の動向と監視指導施設数
  - (4) 食に関連した社会環境の動き
  - (5) 市民（消費者）及び事業者の意識
  - (6) 札幌市の食産業と観光
- 2 今後の課題…………… 34
  - (1) 食中毒対策の徹底
  - (2) HACCP に沿った衛生管理の定着の推進
  - (3) SNS やデジタル技術などを活用したリスクコミュニケーションの促進
  - (4) 安全・安心面から支える札幌の食の魅力向上

## 第4章 基本理念と目指す都市像…………… 35

## 第5章 施策

- 1 施策展開に当たっての基本的な方針…………… 3 6
- 2 札幌市・事業者の責務、市民の役割…………… 3 6
  - (1) 札幌市の責務
  - (2) 事業者の責務
  - (3) 市民の役割
- 3 施策の体系…………… 3 8
  - (1) 施策を展開する上での考え方
  - (2) 施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街
  - (3) 施策目標Ⅱ 食の安心の意識が育まれる街
  - (4) 施策目標Ⅲ 食の安全・安心を基盤とした魅力あふれる街
- 4 施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街…………… 4 3
  - (1) 基本施策1 生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保
  - (2) 基本施策2 事業者の取組の促進
  - (3) 基本施策3 危機管理体制の強化・充実
  - (4) 基本施策4 食品等の安全性に関する学習
- 5 施策目標Ⅱ 食の安心の意識が育まれる街…………… 6 1
  - (1) 基本施策1 相互理解の促進
- 6 施策目標Ⅲ 食の安全・安心を基盤とした魅力あふれる街…………… 6 5
  - (1) 基本施策1 食産業・観光の振興への寄与

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

- 1 推進体制…………… 6 9
  - (1) 推進会議における審議等
  - (2) 庁内の連携
  - (3) 関係機関・団体との連携
- 2 進行管理…………… 7 0
  - (1) 指標の設定
  - (1) 計画の進行管理

## 資料編